

消防の動き



2008
7
No.448

- 消防団国際会議の開催について
- 中国四川省における大地震災害に対する国際消防救助隊 (IRT-JF) の活動概要
- 消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練の実施について
- 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律の概説



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



自治体消防制度60周年記念事業

消防士・消防団員を主人公とした 漫画・ビデオの募集



表彰及び賞

漫画大賞 漫画部門のうち最も優秀な1作品 100万円
ビデオ大賞 ビデオ部門のうち最も優秀なもの1作品 100万円
佳作 漫画部門、ビデオ部門各2作品 5万円

締め切り日

平成20年10月31日(金)

宛先及び問い合わせ

総務省消防庁消防・救急課
〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2
メールアドレス keibou@ml.soumu.go.jp
電話 03-5253-7522
FAX 03-5253-7532
主催 自治体消防制度60周年記念事業実行委員会
共催 (財)日本消防協会、全国消防長会
後援 全国知事会、全国市長会、全国町村会 他

自治体消防制度60周年記念事業

「消防士・消防団員を主人公とした漫画・ビデオの募集」のポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

e-ラーニングと実践的教育



消防大学校長 岩田 知也

この原稿を書いている初夏の時期、消防大学では、年度当初にスタートした各課程の卒業のシーズンとなっています。全国の消防本部や消防学校から集まった学生たちにとって、仲間とともに寮生活を送りながら学んだ消防大学での生活は、そのキャリアの中でも特別な経験なのでしょう。卒業式の後、涙ぐんだり、抱き合っただけを惜しんだりといった光景を目にします。送り出す側としても、胸を熱くしながら、彼らの今後の活躍を願わずにはられません。

消防の世界も、いわゆる団塊の世代の大量退職に伴う人材育成が大きな課題となっています。幹部職員の育成を行う消防大学でも、大量の幹部職員の登用に対応しなければなりません。そこで、当大学では、平成19年度の幹部科(消防司令クラス)課程からe-ラーニングによる個別学習を導入し、集合教育期間の短縮による教育訓練人員の増加と教育内容の高度化を図りました。

学生は、入校前の4か月間に、それぞれの職場等からインターネットにより教材コンテンツにアクセスし、個別に学習します。各教科のコンテンツは講師の講義映像と画像・テキストの組み合わせで構成され、確認テストにより自ら効果を検証しながら学習を進める方式となっており、e-ラーニングの課程を修了しなければ集合教育には参加できません。今年度前半では、27科目がe-ラーニングによる個別教育の対象となっています。

学生へのアンケート結果では、学習環境において一部課題があるものの、繰り返し学習できる、教官のマンツーマン指導も可能であるなどのe-ラーニングならではのメリットもあり、殆どの利用者が高い満足度を示し、学習効果も上がっていると考えられ、所属における理解・協力と対象者の自立的かつ計画的な取組が一定の効果を生んでいるものと考えられます。

消防大学に課されたもう一つの重要な課題は、実践的教育です。言うまでもなく、災害が複雑多様化する傾向を示しており、大地震の切迫性も言われています。ベテランの消防職団員であっても、これまでに経験しなかった事態に遭遇する可能性が増しているのです。こうした事態に的確に対応するには、普段から実践的教育訓練を積み重ねる必要があります。

当大学では、状況付与型の演習訓練等の実践的教育手法を幅広く取り入れています。例えば、5月に行った多数傷者事故対応訓練では、大学の建物をコンサート会場に見立て、階段群衆事故により傷病者が多数発生した想定とし、学生たちは事前には詳しい情報を与えられず、役割に応じて実地に活動し、災害実態の把握、救出搬送におけるトリアージ、傷病者情報の集約、救護所の設置、現場指揮、報道対応など必要な対応を行い、訓練後検討会を行うものです。全国の精鋭が集まった学生たちといえども、右往左往してしまう場面も出てきます。このような「失敗をする訓練」は、災害時の対処方法について基本に立ち戻って学ぶことが目的ですが、併せて訓練手法についても目的としています。

消防大学は、幹部消防職団員の教育訓練機関として今後とも大きな役割を果たすことが期待されており、皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。



消防団国際会議の開催について

防災課

平成20年5月14日(水)、15日(木)の2日間にわたり、日本を含む世界11カ国の消防団(義勇消防)の代表者が集い、東京都千代田区の都市センターホテルを会場に、全国の消防団関係者、消防関係者等の参加の下、世界で初めての「消防団国際会議」が開催されました。

この会議は、消防団(義勇消防)関係者の国際的な情報交換と交流を深め、各国における消防団(義勇消防)の益々の発展と国際的な連携、友好交流を図ることを目的に、総務省消防庁と財団法人日本消防協会とが、全国知事会をはじめとする関係団体等との共催の下、自治体消防制度60周年記念事業として開催したものです。

1 会議の参加国

アメリカ合衆国、カナダ、ドイツ連邦共和国、英国、スイス連邦、フィンランド共和国、オランダ王国、オーストリア共和国、オーストラリア連邦、中華人民共和国及び日本の11カ国。

2 会議の概要

5月14日(水)、15日(木)の2日間にわたり、各国の消防団(義勇消防)が当面する課題及び大規模な自然災害やテロ対策における消防の対応のあり方について情報交換、講演、討議などが行われました。

(1) 第1日目(5月14日(水))

会議の開会に当たり、まず、会議の参加国代表者の紹介がなされ、続いて、片山虎之助(財)日本消防協会会長より主催者挨拶、増田寛也総務大臣、泉信也防災担当大臣より挨拶が行われました。

続いて、「各国の消防団(義勇消防)が当面する課題について」をテーマに、秋本敏文(財)日本消防協会理事長をコーディネーターとして会議が進行されました。

最初に、各国代表よりそれぞれの国における消防団(義勇消防)の当面する課題について熱心な報告がなされ、休憩の後、会場からの質問を交えつつ、テーマに関する討議が行われました。

(主な討議事項)

- ① 団員数減少下の団員確保策について
- ② 企業、事業所等の雇用者等との関係について
- ③ 女性消防団員の確保や活動範囲の拡大について
- ④ 青少年消防組織について
- ⑤ 消防団員の装備の量的、質的な高度化について

(2) 第2日目(5月15日(木))

日本、スイス、英国及び米国の代表4名の講演が行われました。

(講演者及びテーマ)

- ① 大石利雄総務省消防庁次長
「日本における大規模災害への対応」



片山(財)日本消防協会会長の挨拶



増田総務大臣の挨拶



会議の様相

- ② ウォルター・エッガー C T I F 総裁
「大規模災害とテロ事件への消防活動」
- ③ フィリップ・スティットバーク 全米義勇消防協会会長
「米国における大規模災害への対応」
- ④ アドレイン・ヒューゲス 英国義勇消防協会会長
「ロンドン地下鉄爆破事件について」

講演の後、休憩を挟んで、「大規模自然災害やテロ対策における消防の対応のあり方について」をテーマに会場からの質問を交えつつ、熱心な討議が行われました。

(主な討議事項)

- ① 大規模自然災害対策のための消防団の動員力の充実について
- ② テロ事件における消防のあり方について

3 共同宣言の採択

この会議の総括として、参加した各国において、人々の安全確保と消防団の益々の発展を目指すため、参加国の総意として、「世界消防団の充実発展を目指す東京宣言」が採択されました。

4 おわりに

会議の閉会に際し、会議の開催に時期を同じくして起こった中華人民共和国の四川大地震の被害に対する各国共同のお見舞い文が、参加者を代表して、片山(財)日本消防協会会長から李向華中国消防協会副会長に渡されました。

また、今回世界で初めての消防団国際会議が東京で開催されたわけですが、次回は2年後を目途にカナダのバンクーバーで開催する旨の報告がなされました。

各国代表による記念撮影の後、片山(財)日本消防協会会長が閉会の挨拶を行い、会議は盛会のうちに終了しました。

世界消防団の充実発展を目指す東京宣言

近年、様々な火災のほか、暴風雨、大洪水、地震など大規模な自然災害が相次いでおり、さらにテロ事件も各所に発生している。地球環境対策などにより、これらの被害防止を図ることが必要であるが、世界の消防は、様々な災害、事故に対し、いずれの国においても人々の安全確保のため、日夜懸命の努力を重ねている。特に消防団(義勇消防)は、他に職業を持ちながら、「自らの地域は自ら守る」という強い信念のもと、強固な連帯感に支えられた集団として、地域の防災に極めて重要な役割を果たしている。

このような中で、消防団を取り巻く環境は大きく変化しており、消防活動の高度化、専門化に対応する装備や訓練の充実、十分な消防活動のための消防団員(義勇消防隊員)の確保など共通する課題に直面している。

今回開催した世界初の消防団国際会議においては、このような問題について各国間で意見を交換し、有意義な成果を得ることが出来た。参加した各国においては、それぞれ人々の安心安全の確保のために、今後とも全力を傾ける決意を新たにするとともに、消防団の今後益々の発展のため、参加国の総意として次の共同宣言を明らかにすることを決議した。

記

- 1 大規模な自然災害やテロ事件などを含め、消防団が消防活動に対する人々のニーズに十分対応することが出来るよう、必要な財政資金を確保しつつ、装備・機材の改善、団員の訓練の充実を図る。
- 2 消防団員の維持・確保を図るため、広報の強化などによって消防団に対する社会の評価を一層高めるとともに、被雇用者の消防活動についての雇用者の理解と協力の確保、種々の側面からの団員の処遇の改善にも努め、これらにより消防団員の活動環境を整備する。
- 3 地域の防災体制の強化とともに、将来にわたる消防団員の人材確保に資するよう、青少年消防組織の活性化を図る。また、消防団への女性の参加を促進する。
- 4 世界の消防団がより強く連携し、人々の安心安全を一層確実なものとするよう、世界各国の消防団は、この会議を契機として、消防活動などについての情報交換、連携を強化する。

2008年5月15日



中国四川省における大地震災害に対する 国際消防救助隊（IRT-JF）の活動概要

参事官

1 地震発生～初動対応～

平成20年5月12日(月)15時28分頃(現地時間14時28分頃)中国四川省を震源地とするマグニチュード8.0(中国気象局発表)の大規模な地震が発生しました。この地震で中国四川省を中心に死者・行方不明者あわせて8万人(6月11日現在)を超える甚大な被害が発生しました。

消防庁では、地震発生当初から外務省ならびに独立行政法人国際協力機構(JICA)と連絡・協議を行い、5月15日(木)に中華人民共和国政府から我が国に対する正式な援助要請があったことを受けて、消防庁長官は直ちに国際消防救助隊の派遣を決定しました。



搜索救助活動

2 成田空港～現地へ～

国際消防救助隊17名は5月15日(木)17時に成田空港に



国際消防救助隊(IRT-JF)発隊式

集結(消防庁の集結要請から3時間弱で集結完了)国際緊急援助隊(JDR)救助チームとなる他のメンバー44名(外務省、JICA、警察庁、海上保安庁等)と合流しJDR結団式を実施後、国際消防救助隊発隊式を行いました。第1陣となるメンバー11名(総務省消防庁1名、東京消防庁5名、名古屋市消防局3名、市川市消防局2名)は同日18時29分北京へ飛び立ち、翌16日(金)13時17分には第2陣メンバー6名(東京消防庁1名、川崎市消防局3名、藤沢市消防本部2名)が成都に向けて出発しました。

3 現地での活動

被災地入りした第1陣が中国側から最初に案内された青川県関庄鎮の現場は、町全体が土砂に埋まっていたため、日本の救助チームは都市型災害救助を



得意としており、隊の規模・能力からこの現場での活動は困難である旨中国側へ申し出をし、理解を得て生存者の存在する可能性の高い同県喬庄镇へと現場を移しました。同現場では電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置（東京消防庁が持参）を活用して徹夜で捜索救助活動を展開し、当該現場にて母子（27歳と2か月）の遺体を発見・収容し、親族に引渡すこととなりました。この際、母子の遺体に対して黙とうを捧げる日本の救助チームの姿が日本だけでなく、中国においても放映され、多くの中国国民に感動を与えることとなりました。

5月17日（土）に第2陣と合流した日本の救助チームは活動サイトを北川県曲山镇に移し、中学校倒壊現場と市内の現場との2チームに分隊して5月18日（日）早朝から捜索救助活動を開始、9時15分（現地時間）遺体を発見し中国側へ引渡したのをはじめとして、中学校倒壊現場、市内の現場の双方において最終的に14名の遺体を発見、収容しました。

5月19日（月）には、曲山镇の上流にある河川が決壊する危険性が高まったことから、14時28分北川県で地震発



増田総務大臣へ活動報告

生1週間の黙祷を実施後、活動を終了して成都まで戻り、中国側と今後の活動について調整することとなりました。同日深夜、成都に到着し中国側と調整した結果、5月21日（水）に日本の救助チームは成田へ向けて帰国することとなり、困難を極めた捜索救助活動は終了しました。

4 帰国

中国での任務を終えた国際消防救助隊17名は、5月21日（水）8時55分成田へと降り立ち、JDR解団式終了後、総務省へと移動し、増田寛也総務大臣に活動を報告しました。その後、国際消防救助隊解隊式において、村岡嗣政総括官（総務省消防庁）の活動報告、原修国際消防救助隊長（東京消防庁）から荒木慶司消防庁長官へ国際消防救助隊旗の返還が行われました。

現地ではいまだに犠牲者数が増えていますが、復興もまた始まろうとしています。犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、今回の国際消防救助隊の活動が被災者支援の一助となることを願います。



国際消防救助隊解隊式



消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練の実施について

救急企画室

平成20年5月21日(水)、消防庁は、川崎市をはじめとする関係機関の協力を得て、「消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練」(以下「訓練」という。)を実施しました。

1 背景

鳥インフルエンザウイルス(H5N1)由来の新亜型ウイルスが新型インフルエンザ化し、ヒト-ヒト間の伝播力を獲得した場合、人類はそのウイルスに対する免疫を持たないため、症状が重症化するのみならず、大流行することにより、大きな健康被害(重症患者、死亡者)が発生することが危惧されています。また、さらに、社会活動・社会機能の停滞・低下を招くため、多方面での2次の被害が予想されています。政府は、「新型インフルエンザ対策行動計画」(平成17年11月14日策定)を踏まえ、関係府省庁が連携・協力し、政府一体となって対策を推進しています。

新型インフルエンザ発生時には、消防機関の救急隊が、新型インフルエンザ感染の疑いがある患者からの救急要請に対応する可能性が高いため、消防庁としては、これまで「消防機関の新型インフルエンザ対策について」(平成17年12月9日付け消防救第264号消防庁救急企画室長通知)などにより、各都道府県を通じ、各市町村において救急業務が適切に遂行されるよう万全の措置を講じるようお願いしてきました。また、平成20年2月には、新型インフルエンザ対策を総合的に推進することを目的として消防庁に「消防庁新型インフルエンザ対策本部(常設)」を設置し、新型インフルエンザの国内での発生に備え、消防機関における新型インフルエンザ対応体制を一層強化するため、感染防御資器材配備に係る財政措置を講じるとともに、消防機関における業務継続計画策定のためのガイドラインの検討を開始するなど、所要の対策を推進しています。

2 今回の訓練の目的

新型インフルエンザ発生時は、都道府県知事を中心とする通常の感染症対策では対応できない事態が生じ、初

動の患者搬送において消防機関が対応する場面が想定されます。このため、我が国において新型インフルエンザが発生したとの想定のもと、消防機関を中心とした対応体制の確立を目指し、次のことを確認・検証することを目的として訓練を実施しました。

- (1) 新型インフルエンザ発生時における消防機関の対応に関する政府と地方公共団体との連携体制
- (2) 地方公共団体における消防防災主管部局と衛生主管部局、医療機関等の関係各機関間の連携体制
- (3) 救急搬送における救急隊の一連の対応手順等

3 訓練参加機関

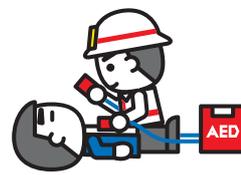
総務省消防庁、厚生労働省(協力)、国立感染症研究所(協力)、神奈川県、川崎市(消防局・総務局・健康福祉局・病院局・川崎区役所)

実動訓練では、川崎市において新型インフルエンザの疑いのある患者の救急搬送を行い、消防局、市立川崎病院をはじめとする川崎市関係部局が参加しました。また、図上訓練では、電話、電子メール及びファックスにより新型インフルエンザ発生時の連携体制の確認・検証を行い、消防庁、神奈川県(安全防災局)、川崎市関係部局が参加しました。なお、実動訓練及び図上訓練を合わせ、約100名が参加しました。

4 訓練当日のスケジュール

平成20年5月21日(水) 8:45~12:00

- ① 研修 9:10~9:40
国立感染症研究所による研修(於:川崎市消防局)
- ② 訓練 9:40~11:30
実動訓練(於:川崎市消防局及び市立川崎病院)及び図上訓練
- ③ 総括 11:30~12:00
訓練総括・講評(於:川崎市消防局)
谷口隆義総務副大臣、荒木慶司消防庁長官、砂田慎治川崎市副市長による挨拶の後、国立感染症研究所感染症情報センターの森兼啓太主任研究官による「新型インフ



ルエンザ：感染対策と患者搬送」についての研修を行いました。

研修終了後、川崎市消防局における訓練開始宣言により、訓練シナリオに沿って、実動訓練を実施しました。

5 実動訓練内容

(1)国外では新型インフルエンザが発生しているが国内未発生段階（フェーズ4 A）及び(2)国内においても新型インフルエンザの感染が拡大している段階（フェーズ4 B以降）を想定して、新型インフルエンザ感染の疑いのある患者の救急搬送を実施し、消防機関における対応を中心に訓練を実施しました。

(1) フェーズ4 A（国内未発生段階）

次記シナリオに沿って、救急隊が新型インフルエンザ感染の疑われる患者（A氏）の救急搬送を行いました。訓練においては、川崎市消防局から、川崎市健康福祉局疾病対策課、収容先医療機関である市立川崎病院、神奈川県（安全防災局）をはじめとする関係機関と適時迅速な連絡・確認が行われました。



患者（A氏）搬送引き渡し

次記シナリオに沿って、救急隊が新型インフルエンザ感染の疑われる患者（A氏）の救急搬送を行いました。訓練においては、川崎市消防局から、川崎市健康福祉局疾病対策課、収容先医療機関である市立川崎病院、神奈川県（安全防災局）をはじめとする関係機関と適時迅速な連絡・確認が行われました。

(シナリオ内容)

- ① 5月1日に厚生労働省がフェーズ4 Aを宣言し、新型インフルエンザ対策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置された。
- ② 5月7日に川崎市消防局に対して消防職員へのプレパンデミックワクチン接種場所・日時が通知され、接種が開始された。
- ③ 5月16日に既に新型インフルエンザが発生しているX国から帰国した川崎市内在住の市民から救急要請があり、消防指令センターが聴取したところ症状が新型インフルエンザに酷似していると判断、感染防御対策を講じた上で救急隊を出動させ、市立川崎病院へ搬送した。検体を国立感染症研究所で検査したところ、新型インフルエンザと判明した。

(2) フェーズ4 B以降（国内において新型インフルエンザの感染が拡大している段階）

次記シナリオに沿って、救急隊2隊が新型インフルエ

ンザの感染が疑われる患者（B氏・C氏）の救急搬送を行いました。この段階では、収容先医療機関である市立川崎病院には発熱外来が設置され、新型インフルエンザ感染の疑いのある患者は発熱外来に搬送されました。

(シナリオ内容)

5月21日に川崎市内から、救急要請が同時に2件あり、消防指令センターが聴取したところ、B氏はA氏と同じ職場であることが判明し、また、C氏はA氏と通勤経路が同一であることが判明したため、感染防御対策を講じた上で救急隊を出動させた。

6 訓練総括・講評

訓練後、検証および実際に訓練を実施した川崎市消防局職員、森兼主任研究官（国立感染症研究所感染症情報センター）、谷口総務副大臣からそれぞれ講評が行われました。

全体として、今回の訓練における患者搬送は、概ねスムーズに行われたとの評価であり、3隊の救急隊員らは、通常の業務と同様に迅速かつ的確に患者を搬送しており、感染防止のための个人防护具（感染防止衣、手袋、ゴーグル、N95マスク）の着脱手順も、3隊とも適切かつ迅速であったとのコメントをいただきました。

一方、改善点としては、救急自動車が医療機関に到着し、患者を降ろした時点で一旦ドアをすべて閉めていた点等が挙げられ、のち

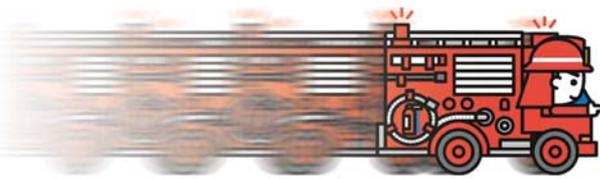


谷口総務副大臣の視察

の救急自動車の消毒活動を考えると、ドアを閉めずに車内換気を図ることが望ましいことなどが指摘されました。

また、図上訓練についても、各関係機関に設置された対策本部等、新型インフルエンザ発生を想定した対応体制の中で、適切な情報・報告の授受が行われました。

平成20年度、消防庁においては「消防機関における新型インフルエンザ対策検討会」を実施することとしており、救急搬送体制のあり方等についても検討項目としているところですが、今回の訓練の成果等も踏まえつつ、地方公共団体と密に連携した新型インフルエンザ対応体制の確立に向け、対策を一層進めていきたいと考えています。



消防法及び消防組織法の一部を改正する法律の概説

危険物保安室、消防・救急課

1 改正法案の経過

消防庁では、切迫性が指摘されている東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、「危険物施設における保安の充実方策のあり方について（中間報告）」（平成19年12月12日 危険物施設の保安の充実方策のあり方検討会）、「広域消防応援制度（緊急消防援助隊等）について（報告）」（平成19年12月26日 今後の消防体制のあり方に関する調査検討会）及び「大規模地震に備えた当面の消防防災対策のあり方に関する答申」（平成20年2月15日 消防審議会）を踏まえ、危険物流出等の事故の原因調査のための仕組みの充実及び災害時における緊急消防援助隊の機動力の強化等を図るため、第169回国会（平成20年通常国会）に「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案」（閣法第63号）を提出しました。

同法案については、平成20年5月15日に参議院総務委員会において審議、同日、全会一致により可決、翌16日に参議院本会議で同じく可決し、続いて5月20日衆議院総務委員会において審議、同日、全会一致により可決、22日に衆議院本会議で同じく可決、成立し、5月28日に公布されました（平成20年法律第41号）。

以下、改正後の消防法及び消防組織法の概要を紹介します。

2 改正後の消防法及び消防組織法の内容

1. 消防法の一部改正

蓄積した事故原因の調査結果に基づく技術基準等の見直しによる類似事故の再発防止と火災予防の充実を図るため、

① 危険物施設における危険物流出等の事故の原因調査

のための市町村長等への権限の付与

② 消防庁長官による事故原因調査

の2項目の改正を行いました。

(1) 危険物施設における危険物流出等の事故の原因調査のための市町村長等への権限の付与

消防法上規制されている「危険物」の貯蔵、取扱い等を行う危険物施設においては、近年、危険物の流出事故が増加傾向にあり、切迫する大規模地震等の災害時には危険物施設に起因する大火災や大爆発が発生する可能性が高まっているといえます。

しかし、現行法上は、危険物施設における危険物流出等の事故の原因調査に係る明確な規定がなく、精確な原因調査を行うことが困難でした。改正法では、危険物施設の設置許可等を行っている市町村長、都道府県知事又は総務大臣（以下「市町村長等」という。）が危険物流出等の事故の原因を調査することができることとし、精確かつ効率的な調査を行うために必要な権限を付与することとしました（第16条の3の2第1項）。

具体的には、危険物施設における危険物の流出その他の事故で火災の発生するおそれのあったものを調査対象として、事故が発生した危険物施設その他事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者又は占有者に対して資料提出命令や報告徴収を行ったり、これらの場所へ立ち入って危険物の状況又は危険物施設や事故に関係のある工作物・物件に対して検査を行ったり、関係のある者への質問を行ったりすることができることとしました（第16条の3の2第2項）。

(2) 消防庁長官による事故原因調査

事故の規模が大きかったり、非常に特殊な事故であったりする場合には、調査を行う市町村長や都道府県知事



の調査体制・科学的な専門性に不足が生じることも想定されることから、市町村長や都道府県知事の求めに応じて、消防庁長官が事故原因調査を実施できることとしました（第16条の3の2第4項）。

調査を実施する消防庁長官は、市町村長や都道府県知事と同様に、必要に応じて資料提出等の権限を行使することができます。

なお、(1)、(2)に係る立入検査については、消防法第4条に定める個人の住居への立入検査の制限及び調査を行う者の遵守事項を準用することとしました（第16条の3の2第3項及び第4項）。

また、市町村長等が行う資料の提出の命令若しくは報告の要求又は立入検査に対して、拒否、妨害等をした者に対しては、罰則規定が適用されることとしました（第44条第2号）。

2. 消防組織法の一部改正

緊急消防援助隊の機動力の強化を図るため、

- ① 消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示の要件の見直し
- ② 消防応援活動調整本部の設置
- ③ 災害発生市町村において既に行動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動の指示の創設等の改正を行いました。

(1) 消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示の要件の見直し（第44条）

消防庁長官が緊急消防援助隊の出動について指示できる場合は、大規模な災害で2以上の都道府県の区域に及ぶもの又は毒性物質発散等の特殊な災害に限られています。

今日、活断層等により局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されているところであり、大規模な災害が1の都道府県に限られる場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の

都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるものとされました（第5項）。

(2) 災害発生市町村において既に行動している緊急消防援助隊に対する消防庁長官の出動の指示等の規定の整備（第44条、第47条）

大規模な災害の場合には、災害発生市町村において既に行動している緊急消防援助隊を他の災害発生市町村に出動させる必要性が考えられます。

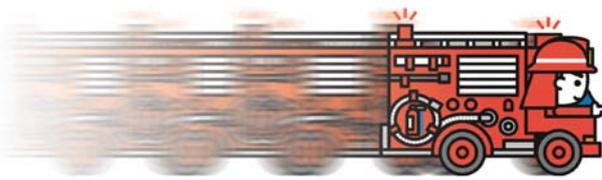
災害発生市町村において行動している緊急消防援助隊は、第47条の規定により当該緊急消防援助隊が行動している災害発生市町村（以下「緊急消防援助隊行動市町村」という。）の長の指揮の下に行動しています。これまで当該緊急消防援助隊の隊員の属する市町村の長が、第44条第1項、第2項、第4項又は第5項の規定による消防庁長官の指示等に基づき、当該緊急消防援助隊に対し、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村への出動を命じる場合、この出動命令と緊急消防援助隊行動市町村の長の指揮権との関係についての規定が整備されていませんでした。

そこで、第47条に第2項を設け、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊を当該緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村へ出動させるための仕組みを整備しました（第47条第2項）。

また、消防庁長官が、この指示等をするときには、災害の規模等に照らし緊急を要すると認められる場合を除き、あらかじめ、緊急消防援助隊行動市町村の長及び当該市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くものとされました（第44条第8項）。

(3) 消防応援活動調整本部の設置（第44条の2）

緊急消防援助隊が出動している都道府県においては、通常、都道府県の航空消防隊による消防の支援、都道府県内の市町村による消防の応援が行われていることが想定されます。これらの都道府県内での消防の応援等や(4)で後述する都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、都



道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとされました（第1項）。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされました（第2項）。調整本部の本部長は知事をもって充てることとされ（第3項）、本部長は調整本部の事務を総括することとされました（第4項）。

また、調整本部の本部員は、以下の者をもって充てることとされました（第5項）。

- ① 都道府県の知事が、部内の職員のうちから任命する者（第1号）
 - ② 当該都道府県の消防本部のうち都道府県知事が指定するもの（都道府県の代表消防本部等大規模な消防本部を想定しています。）の長又はその長の指名する職員（第2号）
 - ③ 当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名する職員（第3号）
 - ④ 当該都道府県の区域内の災害発生市町村に出動した緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者（指揮支援部隊長を想定しています。）（第4号）
- さらに、調整本部に本部長を助け、本部長に事故があるときにその職務を代理する副本部長を置くとともに、副本部長は、本部員のうちから都道府県の知事が指名することとされました（第6項及び第7項）。本部長は、必要があると認めるときは、消防庁職員等の国の職員等を調整本部の会議に出席させることができるとされました（第8項）。

- (4) 災害発生市町村において既に行動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動の指示の創設等（第44条の3、第49条）
- 道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合

において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされました（第44条の3第1項）。都道府県知事が、この指示をするときは、災害の規模等に照らし緊急を要すると認められるときを除き、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとされ（第44条の3第2項）、都道府県知事がこの指示をした場合には、消防庁長官に対し、速やかにその旨を通知し、その通知を受けた消防庁長官は、緊急消防援助隊の隊員の属する都道府県の知事又は市町村の長に対し、速やかにその旨を通知するものとされました（第44条の3第3項及び第4項）。

消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊が、この都道府県知事の指示を受けて出動した場合の活動により増加し、又は新たに必要となる費用のうち特殊勤務手当、時間外勤務手当などは、国が負担するものとされました（第49条第1項、緊急消防援助隊に関する政令第5条）。

(5) その他（第4条、第29条）

今回の改正により、消防庁の所掌事務として、危険物流出等の事故原因調査に関する事項が、都道府県の所掌事務として、緊急消防援助隊に関する事項が、追加されるため、該当条文の改正を行いました（第4条第2項第4号、第29条第8号）。

3 おわりに

今回の消防法及び消防組織法の一部を改正する法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。

消防庁においては、消防機関が効果的・効率的に危険物流出等の事故原因調査を実施できるようマニュアル等の作成及び都道府県が緊急消防援助隊の運用を円滑に行えるよう緊急消防援助隊運用要綱等の改正等を進めており、都道府県、市町村等へ通知する予定です。

「地方公共団体の地震防災訓練(図上型訓練)実施要領のあり方に関する調査研究報告書(平成19年度)」等の公表

応急対策室

1. はじめに

消防庁では、平成15年5月の中央防災会議での「防災に関する人材育成・活用に関する報告」を契機として、地震災害を対象とした図上型訓練の実施要領のあり方に関する調査研究を始めました。平成15年度には、図上型訓練の手法・特徴について調査を行い、平成16年度から3か年度をかけて、主な図上型訓練である状況予測型図上訓練(イメージトレーニング方式)、災害図上訓練D I G (Disaster Imagination Game(災害想像力ゲーム))及び図上シミュレーション訓練(ロールプレイング方式)に関し、様々な災害事象を想定し、条件が異なる市町村において図上型訓練を重ね、各年度、その研究結果を報告してきました。

平成19年度は、これまで5年間取り組んできた調査研究の集大成として、「地方公共団体の地震防災訓練(図上型訓練)実施要領のあり方に関する調査研究報告書(平成19年度)」及び「市町村による図上型防災訓練の実施支援マニュアル」を作成しましたので、その概要を掲載します。

2. 「地方公共団体の地震防災訓練(図上型訓練)実施要領のあり方に関する調査研究報告書(平成19年度)」

(1) 石巻市における図上シミュレーション訓練のケース・スタディ

ア. 訓練想定

海溝型津波地震(震度6強)により津波、土砂災害、堤防決壊、市街地火災及び鉄道事故等を想定して発災から3時間までの設定で実施しました。

イ. 訓練の特徴

- (ア) 評価・検証に重点を置いたシナリオに基づく訓練
- (イ) 模擬記者会見を組み込んだ訓練
- (ウ) 多種多様な状況付与手段による訓練
- (エ) 多人数のコントローラーを配置し、「双方向」の情報交換を導入した訓練

(2) まとめと今後の課題

ア. まとめ

市町村が図上シミュレーション訓練を行う場合、以下の3つの要件を整える必要があります。

- (ア) 図上型訓練の実施に際し、首長及び市町村職員の強い意思があること
- (イ) 図上型訓練に関する知識、ノウハウを持っていること、具体的には
 - ・災害イメージ(被害様相及び関係機関の動き等)を理解していること
 - ・災害対策本部の業務内容、災害対応のあり方などを理解していること
 - ・図上型訓練の進め方を理解していること
- (ウ) 平常時業務との兼ね合いを考慮し、担当職員の負荷軽減を図ること

イ. 今後の課題

(ア) 訓練の継続的实施

図上型訓練に限らず、防災訓練は継続的に実施していないと、本当の意味の改善を図ることは難しいといえます。そこで、実際の訓練においては、次の四段階が重要となります(図1参照)。

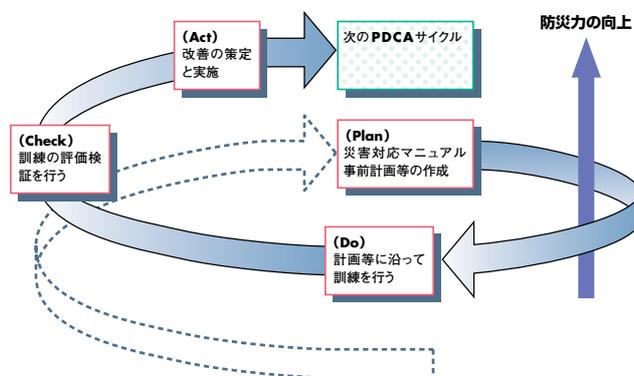


図1 訓練実施のPDCAサイクル

- ・ Plan(計画)：将来の被害想定などをもとにして災害対応マニュアル、事前計画等を作成する。
- ・ Do(実施・実行)：計画等に沿って訓練を行う。
- ・ Check(点検・評価)：業務の実施が計画に沿っているかどうかを評価・検証する。

・Act(処置・改善)：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

(イ) 図上シミュレーション訓練の企画準備過程の簡素化
本報告書で紹介する図上シミュレーション訓練のケース・スタディにおいては、企画準備のために多くの労力が必要なことが分かりました。今後、図上シミュレーション訓練の企画準備に関するノウハウをさらに蓄積し、手法の簡便化を図っていく必要があります。

3. 「市町村による図上型防災訓練の実施支援マニュアル」【報告書別冊の概要】

(1) 3種類の図上型訓練のノウハウを掲載

ア. 状況予測型図上訓練(イメージトレーニング方式)

地震の震度、季節、天候及び地震後の経過時間など必要最小限のデータを訓練参加者に付与し、その時どのような意志決定と役割行動が求められるかを答えさせる訓練

イ. 災害図上訓練D I G (Disaster Imagination Game(災害想像力ゲーム))

グループで地図を囲み、災害の地域特性と対策を討議しながら考える訓練

ウ. 図上シミュレーション訓練(ロールプレイング方式)

実際の災害時に近い場面を設定して、訓練参加者が与えられる役割で災害を模擬的に体験し、付与される災害状況を収集・分析・判断するとともに、対策方針を検討するなどの災害対処活動を行う訓練

(2) 図上シミュレーション訓練のシナリオ作成、評価・検証を重視した内容

ア. 事前災害イメージトレーニングの実施

図上シミュレーション訓練のシナリオ作成に向けて、石巻市で職員を対象とした災害イメージトレーニング(災害図上訓練D I G)を実施するなど、地域状況を十分に認識することについて試みました(写真参照)。



災害イメージトレーニングの様子 検討結果の地図への書き込み

イ. 評価・検証の仕組みを構築

訓練の評価・検証につながる「状況付与」を訓練シナリオに組み込んでいく仕組みを検討し試みました。例えば、プレイヤーに災害イメージを湧かせるような仕掛け、

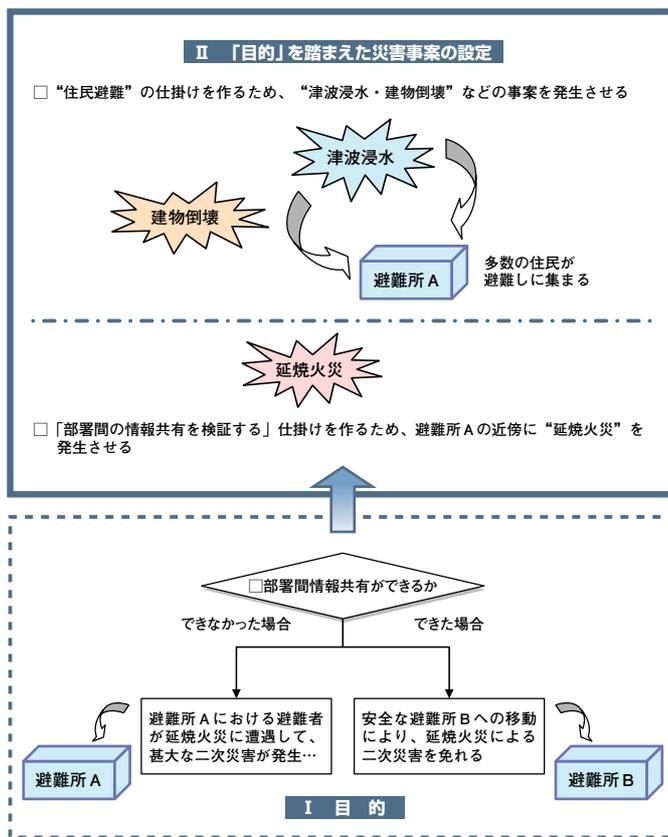


図2 「目的」を持たせた災害事案の設定例

各部署の「情報共有」ができるかどうかを検証するような仕掛け等々について、検討を行いました(図2参照)。

(3) マニュアルの電子媒体化

前記(1)及び(2)の検討結果をまとめ、DVD-ROMで電子媒体化しました。

4. おわりに

図上訓練を通じて大規模災害を体験し自治体の防災力を高める訓練は、消防庁としても大変有効であると考えており、今後も、地震や風水害などを対象とした図上型防災訓練を推進していくこととしております。

各市町村が、図上型訓練を実施するに当たっては、その企画・準備段階から、災害対策上の各種計画・体制、危険箇所の点検、住民はじめ各機関の想定される行動を把握しておくことが重要な過程となります。一方で、訓練規模にもよりますが、企画から実施までに多くの時間、労力、費用などを必要とすること、防災担当者の熟度等を考慮すると、必要に応じて関係専門機関又は熟練指導員の力を活用することも望まれます。

本報告書及びマニュアルが、今後、図上型訓練の導入、継続的な実施を予定されている都道府県及び市町村の関係者の方々に広く活用されることを期待します。

患者等搬送事業指導基準等の一部改正について

救急企画室

消防庁では、「患者等搬送事業指導基準等の一部改正について」（平成20年5月8日付け 消防救第87号消防庁救急企画室長）を通知しました。その概要について、紹介します。

1. 患者等搬送事業について

現在、身体障害者、傷病者等を対象に、これらの者の医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設への送迎に際し、ベッド等を備えた専用車を用いて搬送を実施する事業（以下「患者等搬送事業」という。）は、各消防本部において認定を受け、質的向上が図られてい

ます。

平成20年1月1日現在、消防機関が認定している患者等搬送事業は全国で532事業所、その所有する患者等搬送用自動車は922台、適任証保有者数は2,599人に達しており、国民意識の変化や高齢化の進展等を背景にますます普及し、緊急性のない患者等の搬送においては一定の役割を担っています。

平成18年5月、国土交通省において道路運送法（昭和26年法律第183号）の一部改正により、輸送の安全及び旅客の利便の一層の確保を図るため、一定の要件を満たした場合は、自家用自動車を使用した有償旅客運送が可能

消防本部の認定する患者等搬送事業者について

消防本部の認定事項

事業者としての質の担保 道路運送法に定めるもの

●許可・登録（一般乗用旅客・一般貸切旅客・特定旅客・自家用有償旅客）の確認

乗務員の質の担保	搬送車両の質の担保	積載資器材の質の担保
●乗務員講習の実施 適任証の交付 ・ストレッチャー及び車椅子等(24h) ・車椅子のみ(16h) ・2年間有効、その後は再教育(3h)で継続して認定	●搬送用自動車の要件 ・十分な緩衝装置 ・換気及び冷暖房の装置 ・業務実施のための十分なスペース ・携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な装備	●整備すべき資器材の確認 ・呼吸管理用資器材 (BVM・ポケットマスク) ・保温・搬送用資器材 (担架・保温用毛布等) ・創傷等保護用資器材 (三角巾・ガーゼ等) ・消毒用資器材 (噴霧消毒器等) ・その他の資器材 (AED・体温計等)

患者等搬送事業者認定マーク



患者等搬送自動車認定マーク

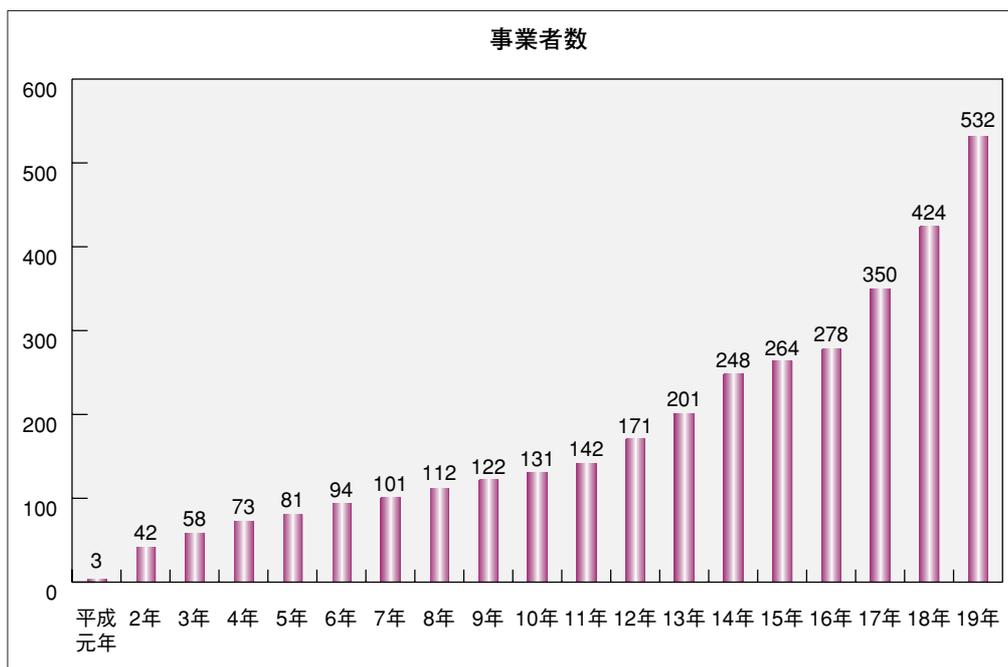


消防本部認定後の実施可能事項等

- ・緊急を要しない傷病者の搬送
- ・「〇〇消防本部認定」と看板を掲げること
- ・搬送時に傷病者が急を要する事態になった場合には、速やかに119番通報をすること。
- ・2年ごとに乗務員証の更新が必要

となりました。

消防庁としては、このような実態を踏まえ、自家用自動車を使用した有償旅客運送を実施する主体(以下「自家用有償旅客運送車」という。)が、予め、会員登録された者等に対して患者等搬送事業を実施しようとする場合、利用者に対して、その表示をすることを可能とするために患者等搬送事業指導基準等の一部改正を行いました。



2. 概要

患者等搬送事業認定基準の認定対象となる患者等搬送事業者は、従来、道路運送法に定める

- ①一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- ②一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- ③特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者

とされてきましたが、新しく認定対象として、自家用有償旅客運送の登録(道路運送法第79号)を受けた者も対象としました。

患者等搬送事業の認定については、「患者等搬送事業者認定マーク」及び「患者等搬送自動車認定マーク」を表示することを可能とすることにより、患者等搬送の質的向上を図るためのものです。

消防本部において、自家用有償旅客運送の登録を受けた者を認定する際には、道路運送法第79条による登録に基づく運送の区域や旅客の範囲等を超えて搬送することを認めるものではないことについて、指導を徹底しなければなりません。

3. 一部改正に伴い特に留意すべきこと

- (1) 新しく認定対象となる患者等搬送事業者については自家用有償旅客運送の登録(道路運送法第79条)を受けた者を対象とすること。
- (2) 消防本部において認定の審査を行う際には、道路運

送法の登録の状況を確認すること。

- (3) 自家用有償旅客運送の適正な運用を確保するため、道路運送法第79条による登録に基づく運送の区域や旅客の範囲等を超えて搬送することを認めるものではないことについて、指導を徹底すること。
- (4) 自家用有償旅客運送者に対して患者等の搬送を依頼する場合は、当該患者が予め会員登録された者等であるか確認すること。また、自家用有償旅客運送車が行う搬送の状況等について、道路運送法に照らし疑義が生じた際には、管轄の運輸支局等に連絡すること。

4. おわりに

今後も更なる高齢化の進展や住民意識の変化に伴い、救急需要が増加し続けることが予想される中、地域によっては、救急需要に対する供給のバランスが崩れ、救急隊の現場到着所要時間が遅延することにより、救命率に影響がでるのではないかと危惧されています。

この増大する救急需要への対応策の一つとして、搬送業務の一部を民間が担うための環境を整備し、消防機関が行う救急業務及び民間患者等搬送事業者による患者の搬送がともに効果的、効率的に運用され、地域の住民の安心安全に対する期待に応えられるよう、今後も取り組んでいきます。

平成19年中の危険物に係る事故の概要

危険物保安室

消防庁では、各都道府県から報告される「危険物製造所等の定期事故報告」に基づき、毎年その概要を取りまとめ公表しています。

平成19年中に発生した危険物施設における火災・漏えい事故件数は、火災事故が169件(前年223件)、漏えい事故が443件(能登半島地震による2件、新潟県中越沖地震による7件を含む。前年375件)で合計612件(能登半島地震による2件、新潟県中越沖地震による7件を含む。前年598件)となっており、火災事故件数は減少に転じたものの、漏えい事故件数は増加し、事故全体では前年より14件の増加となりました。

また、その他の事故(火災、漏えいを伴わない危険物施設の破損等)についても228件(能登半島地震による6件、新潟県中越沖地震による71件を含む。前年128件)と増加しています。

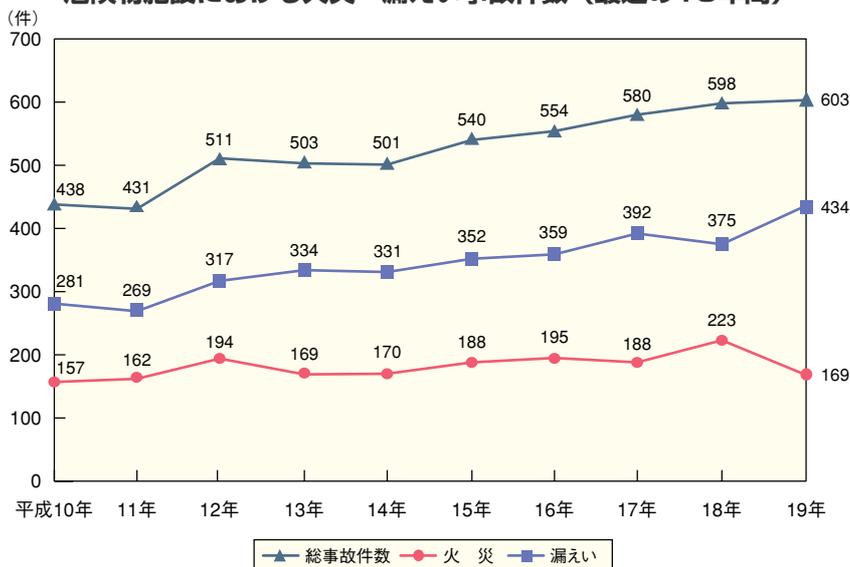
これらの事故の発生原因についてみると、火災事故は「管理不十分」が30.2%、漏えい事故は「腐食等劣化」が37.7%と前年に引き続きそれぞれ事故原因の第1位となっています。

これらの結果を受け、消防庁では、危

険物等事故防止対策情報連絡会が平成15年に策定した「危険物事故防止に関する基本方針」及び「平成20年度危険物事故防止アクションプラン」に基づき、官民一体となった事故防止対策を積極的に推進していきます。

詳しくは、消防庁ホームページを(<http://www.fdma.go.jp>)ご参照ください。

危険物施設における火災・漏えい事故件数(最近の10年間)



(注) 平成12年鳥取県西部地震、平成15年宮城県北部を震源とする地震及び北海道十勝沖地震、平成16年新潟県中越沖地震、平成19年能登半島地震及び新潟県中越沖地震による事故件数を除く。

平成19年中に発生した危険物に係る事故の概要

区分	事故の態様 発生件数等	危険物に係る事故 発生件数	火災			漏えい事故			その他 発生件数		
			発生件数	被害		発生件数	被害				
				死者数	負傷者数		損害額(万円)	死者数		負傷者数	損害額(万円)
危険物施設		840	169	11	82	420,941.0	443	0	28	46,418.0	228
危険物施設以外	無許可施設	17	11	1	8	9,922.5	5	0	0	15.0	1
	危険物運搬中	14	4	0	1	22.0	10	0	0	1,522.0	0
	仮貯蔵・仮取扱い	1	0	0	0	0.0	1	0	0	0.5	0
	小計	32	15	1	9	9,944.5	16	0	0	1,537.5	1
合計		872	184	12	91	430,885.5	459	0	28	47,955.5	229

消防防災GISの活用について

防災課

本システムは、自治体の防災関連データの一元的かつ効率的な管理を目的として、財団法人消防科学総合センターが開発し、消防庁の指導のもとに管理運営を行うこととしているものであり、既にこの4月に全国の自治体に配布しています。

消防庁としては、本システムを今後の防災対策の強化にできる限り活用していく方針ですが、都道府県、市町村においても、管内の防災対策の強化のため、防災情報の収集、整理、伝達、住民に対する情報提供、発災時における迅速的確な応急対策の実施等のために活用していただきたいと考えています。

以下に本システムの概要について紹介しますが、詳細は、財団法人消防科学総合センターのホームページ(<http://www.isad.or.jp>)に掲載されていますので、ご覧ください。

1. 防災関連データ管理機能

地域防災計画の適切な見直しを行うなど、災害に的確に対処しうる体制を整備するためには、災害の予防、応急、復旧などに関するデータを日ごろから把握・整理しておく必要があります。本機能は、これらのデータを地域防災計画の項目に即して効率的に管理するものであり、リアルタイムの情報に更新が可能となっています。

2. 防災マップ作成機能

防災関連の主要情報を記載した「防災マップ」は、住民の防災意識を高めるとともに、自主的な防災活動に大きく寄与するものですが、本機能により、1で登録した各種防災関連データ等を使用して、「防災マップ」を容易に作成することができます。

3. 市町村における災害時オペレーション機能

発災時には、各種の情報が錯綜^{さくそう}し、その整理・分析に手間取り、対応が遅れがちになります。本機能は、被害情報(火災、建物倒壊、生き埋めなど)や応急対策の状況(避難所の開設、仮設トイレ、給水拠点、避難勧告など)

を1つの地図に効果的に登録・整理・表示するものであり、災害対策本部が災害の全体像を正確に把握し、迅速的確かつ合理的な意思決定・対応を行うことに役立つものです。

4. 避難所運営支援機能

避難所では、避難者が必要とする物資などの把握が重要となりますが、本機能により、各避難所の避難者数や必要物資数を容易に整理できるとともに、災害対策本部において自動収集・集約できるため、最新のニーズに対応した物資調達による適切な避難所運営が可能となります。

5. 市町村内の情報共有機能

発災時には、市町村の各部局と災害対策本部の間の情報共有面で大きな問題がしばしば発生します。本機能により、各部局で登録した情報(通行止め箇所、避難所開設状況、福祉・教育施設の被害状況など)について、庁内LANにより集約することができ、災害対策本部はもとより、各部局がすべての情報を正確に把握することができます。

6. 市町村と他機関との情報共有機能

発災時には、消防庁、都道府県、他の市町村が被災市町村の状況を迅速的確に把握する必要があります。本機能により、これらの各機関は、インターネット回線を通じて、被災市町村の状況を速やかに把握することができます。

7. 被害・応急対策状況の報告機能

大規模災害時には、災害の規模や被害の概況を消防庁が迅速的確に把握し、緊急消防援助隊の出動その他の応急対策を講じることが肝要です。本機能により、被害・応急対策状況の報告を簡単に行うことができ、その情報は都道府県及び消防庁がリアルタイムで閲覧することができます。

8. 簡易型地震被害想定システムとの連携機能

「簡易型地震被害想定システム」(消防研究センター)は、簡単な操作で地震発生時の被害を推計することが可能であり、的確な状況判断、初動措置の確保等に役立つものです。本機能は、地震発生後ほぼリアルタイムで同システムの算定結果と本システムとの重ね合わせ表示を行うことができ、早い段階で、どこが危険であるかを詳細に予想することができます。

9. 雨量情報の提供機能

台風や豪雨時に、浸水被害や土砂災害の危険性を予測するためには、正確な雨量情報を把握する必要がありますが、配置密度の関係から、雨量計からの情報だけでは精度良く危険性を予測することは困難とされています。本機能は、気象庁の解析雨量情報等を取り込み、地図上で危険箇所と重ね合わせて見ることができるものであり、浸水被害や土砂災害に対し、よりの的確な対応が可能となるものです(今後の提供に向けて調整中)。

〈市町村における災害時オペレーション機能〉

①消防本部で生き埋め箇所を登録

生き埋め箇所

②土木部局で通行止め箇所を登録

通行止め箇所

③民生部局で避難所の開設状況を登録

避難所の開設

④建設部局で建物倒壊場所を登録

建物倒壊

登録データ転送

⑤災害対策本部事務局(防災部局)での情報集約

各部局で登録したデータを全て集約して表示

平成20年春の叙勲並びに褒章伝達式

総務課

平成20年春の叙勲伝達式（5月9日（金）、ニッショーホール）、第10回危険業務従事者叙勲伝達式（5月14日（水）、日本青年館大ホール）並びに平成20年春の褒章伝達式（5月16日（金）、虎ノ門パストラルホテル「鳳凰東」）が、それぞれ盛大に挙行されました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防御するとともに消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展に貢献し、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者の方々であり、また褒章を受章された方々は、永年にわたり消防防災活動（藍綬）並びに消防関係業界の業務に精励（黄綬）し、消防の発展に大きく寄与された方々及び災害現場等において、自己の危険を顧みず人命救助に尽力（紅綬）された方々です。それぞれの受章者数は、春の叙勲456名、危険業務従事者叙勲602名及び春の褒章68名です。

伝達式終了後、受章者とその配偶者は皇居において、天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜りました。

なお消防関係者の勲章・褒章別受章者数は次のとおりです。

平成20年春の叙勲

瑞宝中綬章	2名
瑞宝小綬章	12名
旭日双光章	3名
瑞宝双光章	133名
瑞宝単光章	306名

第10回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	180名
瑞宝単光章	422名

平成20年春の褒章

紅 綬	3名
黄 綬	2名
藍 綬	63名



春の叙勲伝達式において代表受領される小宮多喜次氏



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される村山智重氏



春の褒章伝達式において代表受領される座間政晴氏

消防通信

北から
南から



GUNMA

水と緑と詩のまち 中核市移行に向け活力ある都市へ



前橋市役所から望んだ赤城山

前橋市は人口32万3,472人、総面積241.22km²で群馬県の南東部に位置する県都です。当市消防本部管内には、名峰赤城山、板東太郎の異名を持ち日本三大暴れ川の一つである利根川や市内中心部を広瀬川が流れ、水と緑が豊かな自然環境に恵まれています。また、萩原朔太郎をはじめ多くの詩人を生んだ詩情あふれる歴史・文化が共生するまちでもあります。なお、「糸のまち前橋」として海外にまで知れ渡った当市ですが、1859(安政6)年の横浜開港と藩主松平氏の奨励により盛んとなり、明治以降その名はますます高まりました。

最近では、第25回全国都市緑化ぐんまフェアが開催され、県内外から多くの来場者を迎え、大盛況のなか、幕を閉じることができました。平成13年には特例市の指定を受け、14年には市政施行110周年を迎えました。また、16年には大胡町・宮城村・粕川村と合併し、21年5月には富士見村との合併を予定、さらには中核市移行へ向け更なる飛躍を続けています。

大規模災害に備えて結束力の強化

当市消防本部は、発足55年目を迎え、職員数400人、1本部5署6分署体制で、日夜市民の安全を確保しています。昨年10月には緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を開催し、地域企業の協力により敷地を借り、訓練会場として使用、約3,000人の見学者が集まる中、200部隊720人の隊員が各種訓練を実施しました。この訓練では、各部隊の連携技術の向上をはじめ群馬県における受援体制の検証が図られたこと、また県内各消防本部から延べ550人の職員を動員し、県内消防が一丸となり緊急消防援助隊の受け入れ側の対応に当たったことは、県内消防の結束力の強化につながり大変有意義な訓練でした。

安心・安全に向け～威風堂々と発足

今年の4月1日に県内唯一の高度救助隊を発足させま

群馬県 前橋市消防本部



群馬県 前橋市消防本部
消防長 千木良 充

した。発足式では、多くの市民や報道関係者を前に職員自らがデザインしたエンブレムを高木政夫前橋市長が隊員18名へ手渡し、高度救助隊による訓練展示を行いました。今後はより高いレベルで市民の安心・安全の確保に努めるとともに、県内外の大規模災害に備えた広域応援活動にも力を発揮していきます。



高木前橋市長(前列中央)と18名の高度救助隊員

「設置率100パーセント」を目指して!

一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されることとなって4年が経過しました。これまで各種広報誌への掲載、チラシの全戸回覧、ポスターの掲出、さらには防火教室等々の機会を捉え設置の必要性について積極的な広報に取り組んできました。すべての住宅が義務化を迎えた1年前からはその効果も現れ、設置奏功事例が報告されるようになりましたが、更なる設置率の向上を図るため、消防本部内に「住宅用防災機器設置推進本部」を設置し、物品販売店のレシートへの広報文の印字、職員の名刺及び公用封筒への広報文の刷り込み、ケーブルテレビへの広報出演、全住戸へ保存版リーフレットの配布を行う等、全職員が広報マンとして「設置率100パーセント」を合言葉に、目標達成を目指しています。



ショッピングモールでの広報活動

おわりに

全職員が一体となって32万市民の安心・安全を守り、元気で楽しい前橋を目指して市民と行政の連携をより一層進め、更なる消防体制の充実に取り組んでまいります。

消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会 平成19年度報告書(中間とりまとめ)の概要

応急対策室

－はじめに－

消防庁では、平成19年10月から、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会(座長：吉井博明・東京経済大学教授)」を開催し、空中消火技術のより効果的な活用、消防防災ヘリの救急活動への積極的活用及び365日・24時間運航体制について検討を行ってきました。

昨年度は、本検討会を2回、ワーキンググループ等を5回開催し、各検討項目の課題の抽出・整理を中心に議論を進め、先般、これらの検討結果を「平成19年度報告書(中間とりまとめ)」としてとりまとめましたので、その概要を紹介します。

第1章 検討会の背景・概要等

消防防災ヘリコプターの任務は、消火、救助、救急及び情報収集等多岐にわたり、また、災害出動件数も年々増加傾向にあり、国民の期待が高まっている。

こうした状況を踏まえ、消防防災ヘリコプターに関する3つの課題(空中消火技術のより効果的な活用、救急活動への積極的活用、365日・24時間運航体制)について、ワーキンググループを設けて検討を進め、平成19年度末に報告書(中間とりまとめ)をとりまとめるとも

に、平成20年度末に最終報告書を取りまとめることとした。

本報告書(中間とりまとめ)は、第1章に検討会の背景・概要及びスケジュール等を記載するとともに、第2章から第4章に、それぞれ「空中消火技術のより効果的な活用」、「救急活動への積極的活用」及び「365日・24時間運航体制」の3つの検討項目について、これまでの検討結果、今年度の検討結果及び関係資料等を取りまとめ、報告書末に消防防災ヘリコプター全般に係る基礎資料を添付している。

第2章 空中消火技術のより効果的な活用

平成7年に発生した阪神・淡路大震災以降、市街地火災に対するヘリコプターによる空中消火への関心が高まっており、東海地震等における緊急消防援助隊アクションプランにおいても、その活動を想定している。

また、消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターが行う空中消火については、ヘリコプターと地上双方の安全を十分に確保した上で、地上及び空中相互の連携をとりつつ、効果的かつ積極的に行う必要がある。

このため、実施上の課題について検討を行い、重責を担う空中消火現場最高指揮者や空中消火実施者等の状況

判断に資するための資料(火災の規模・気象条件、ヘリコプターの能力等に応じた適切な消火活動実施要領)の策定をはじめ、以下のとおり検討課題の抽出・整理を行った。

- ① 空中消火実施の前提事項の検討
- ② 空中消火に適する市街地と火災の検討

消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会

空中消火技術のより効果的な活用ワーキンググループ

消防防災ヘリの救急活動等への積極的活用ワーキンググループ

- 救急活動への積極的活用
- 365日・24時間運航体制

平成19年度報告書(中間とりまとめ)

平成20年度報告書(最終とりまとめ)



- ③ 空中消火機材の検討
- ④ 安全かつ効果的な消火方法の検討
- ⑤ 空中消火を担う消防防災ヘリコプターと地上消防部隊との連携・分担・通信・指揮の検討
- ⑥ 空中消火を担う自衛隊ヘリコプターと消防防災ヘリコプター(地上消防部隊を含む)との連携・分担・通信・指揮の検討
- ⑦ 部隊基地(ヘリベース)の運用等の検討
- ⑧ 安全確保の検討
- ⑨ 国の財政支援等の検討

第3章 消防防災ヘリコプターの救急活動への積極的活用

消防防災ヘリコプターを用いた救急活動については、国民のニーズが高まっており、出動件数も年々増加している。また、先般、いわゆる「ドクターヘリ法」が公布・施行されるなど、ヘリコプターを活用した救急活動は、各方面から大きな期待が寄せられている分野である。

このような状況下において、より一層迅速に、より一層質の高いヘリ救急をさらに推進するため、「消防防災ヘリコプターの救急出動(要請)基準ガイドライン」のあり方をはじめ、以下のとおり検討課題の抽出・整理を行った。

- ① 消防防災ヘリコプターの救急出動(要請)基準ガイドラインのあり方の検討
- ② 医師搭乗体制、救急救命士の配置、メディカルコントロール体制の拡充の検討
- ③ 必要な救急資機材の検討
- ④ 消防防災ヘリコプターとドクターヘリコプターが併



第2回消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会の様子

- 設されている地域での要請判断の検討
- ⑤ 消防防災ヘリコプターとドクターヘリコプターとの連携要領の検討
- ⑥ 自治体相互の協力体制の検討
- ⑦ 夜間運航等の検討
- ⑧ 国の財政支援等の検討

第4章 消防防災ヘリコプターの365日・24時間運航体制

大規模地震の発生が危惧され、また、消防防災ヘリコプターを用いた消防防災活動に対しては、国民のニーズが日増しに高まり、出動件数も年々増加している。このような状況下において、いつどこで災害が発生しても、常に迅速な消防防災ヘリコプターの出動態勢が確保できるように、夜間や悪天候等の低視界状況時においても出動可能な365日・24時間運航体制の整備を進め、国民の大きな期待に応える必要がある。

このため、安全確保の問題や人員増に伴う人件費確保の問題をはじめ、以下のとおり検討課題の抽出・整理を行った。

- ① 365日・24時間運航体制の中で対応する業務の検討
- ② 夜間運航体制の方法等の検討
- ③ 耐空検査等に伴う運航不能期間の解消方法の検討
- ④ 運航基盤、運航環境等の確保・整備(庁舎施設等・管制圏等・照明設備・周辺事情)の検討
- ⑤ 安全確保のための施策、事故防止に必要な装備・訓練等の検討
- ⑥ 国の財政支援等の検討



第2回空中消火技術のより効果的な活用WGの様子



消防大学校だより

■ 新任消防長・学校長科(第5期・第6期)

消防職員として消防業務に従事した経験を有しない者が新たに消防長・消防学校長となる場合には、消防長・消防学校長としての能力を養成するために、各都道府県を中心として実施する「新任消防長の教育訓練(5日間)」及び消防大学校で実施する「新任消防長・学校長科」を受講する必要があります。本年度も「第5期(38名)」(平成20年5月7日から5月16日まで)及び「第6期(43名)」(平成20年5月21日から5月30日まで)の総計81名が受講しました。

この学科では、消防庁長官、国民保護・防災部長、審議官から最新の消防・防災行政についての講話を聴講するとともに、様々な消防行政の課題について意見交換を行いました。

また、危機管理、惨事ストレス対策、情報管理、緊急消防援助隊の応援・受援体制など、近年の消防が抱える諸課題についての講義を受講しました。

さらに、実科訓練においては、消防学校のマルチメ



消防活動指揮訓練



指揮シミュレーション訓練

ディア教室を使用した現地指揮本部と消防本部の様々な役割を体験する「指揮シミュレーション訓練」、災害時の想像力を養う「状況予測型図上訓練」のほか、消防長としての大隊運用要領を習得するために、東京消防庁の教育支援隊の協力を得て、実際の災害時対応に重点を置いた即応能力の向上を目的とする「消防活動指揮訓練」など実践的な訓練を行いました。

そのほか、視察研修としての東京消防庁第八消防方面本部消防救助機動隊(ハイパーレスキュー)の最新鋭の特殊装備や24時間体制で活躍する装備部航空隊の活動状況をそれぞれ視察しました。

これらの研修を通じ、最高幹部として必要となる知識や対応能力の向上に多くの成果を得ました。

この研修期間中で習得した知識、技術、情報及び全国的なネットワークをもとに各消防機関のトップとして、更なる活躍をされるよう期待します。

■ 上級幹部に相応しい人材を育成する～幹部科編～

消防大学校では、上級幹部として必要な消防に関する高度な知識及び技術を総合的に修得することを目的として今年度も幹部科(第10期～第14期)を開講します。今回

ご紹介する幹部科第10期(以下「10期生」という。)は、校内の桜が見頃の4月10日に消防大学校に入校し、梅雨入り直前の5月28日に卒業しました。

10期生は、昨年度から消防大学校教育に導入されたICT(情報通信技術)を活用したe-ラーニングによる個別学習を入校前の約4か月間にわたり受講し、インターネットにより配信された全25科目を修了しました。この結果、10期生の教育日数は実質32日間となりました。

受講した学生からは、e-ラーニングについて「業務の責任者として各所属で勤務する中で、学習時間の確保に苦勞しました。」という声がある一方で、「分からないところは、繰り返して何度も学習できた。e-ラーニングによる教育システムが開始されて1年が経過し、コンテンツも格段に充実されてきており、非常に有意義な学習方法である。」という声も多く寄せられました。

消防大学校での集合教育では、最新の行政の動向や消防法制のほか、現場指揮訓練や図上訓練など、上級幹部職員として必要とされる科目に重点を置き実施されました。



図上訓練



課題研究

一方、演習では、現在の行政課題をメインテーマとする課題研究を実施し、10期生の班員同士が白熱した議論を重ねた結果、今後の消防行政運営において、非常に役立つと思われる研究論文を完成させることができました。

また、入校期間中には、中国四川省での大地震が発生し多数の死傷者が発生しましたが、現地の被害状況が刻々と各報道機関により毎日報道されていたこともあり、学生たちは、我が国で危惧されている東海、東南海・南海、首都直下地震等の大規模災害に対応するための緊急消防援助隊等の受援訓練などでは自然と熱気を帯び、緊張感と臨場感あふれる訓練となりました。

今後、10期生が今回の研修で修得した幅広い知識・見識を基に、自らの能力をさらに向上し、地域住民の負託に十分に答えられるよう活躍を期待しています。

消防大学校成績優秀者 (学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
幹部科(第10期) 4月9日～5月28日 33名	小西 裕二	函館市消防本部 (北海道)
	町田 昭	所沢市消防本部 (埼玉県)
	長坂 好雄	幸田町消防本部 (愛知県)

女性消防隊員が訓練礼式と消火訓練を実施

甲賀市消防団

昨年4月に発足した甲賀市消防団女性消防隊は去る4月13日、女性消防隊初任者及び団員研修を実施し、訓練礼式及び消火訓練を行いました。訓練礼式では、全員が真摯に取り組み、隊が一つにまとまる節度ある訓練となりました。また、消火訓練では、重たいホースや放水の反動に苦戦しながらも果敢に消火に徹し、周囲の者を圧倒する場面も見られました。研修には、甲賀広域行政組合信楽消防署の職員も参加し、今後、消防活動を行う上で大変有意義な訓練となりました。



消火訓練に励む女性消防隊員

硫化水素に関する職員研修を実施

京都中部広域消防組合消防本部

京都中部広域消防組合園部消防署は去る5月16日、全国各地で薬品を混合して発生させた「硫化水素」による自損行為が多発していることを受け、硫化水素に関する知識を深めるため、所轄警察署と合同で職員研修を実施しました。研修には財団法人京都工場保健会顧問の高田志郎氏を講師に招き、「硫化水素と安全管理」と題した講義を行い、消防・警察あわせ約70人が受講しました。硫化水素に関する知識を深め、災害現場活動時の消防・警察の連絡体制の強化を図ることができました。



初動体制の確立の重要性を説く高田講師

消防通信 望楼 ぼうろう

水上オートバイ救出訓練を実施

摂津市消防本部

摂津市消防本部救助隊は去る5月19日と26日の両日、一級河川の淀川で水上オートバイを活用した救出訓練を実施しました。この水上オートバイは、地元企業から無償貸与を受けています。摂津市は淀川を始め数多くの河川が存在するうえ、住宅密集地が多く狭隘な道路が交差しており、台風などによって水害が発生すれば広範囲に被害を受ける懸念があります。水上オートバイの機動力を最大限に活かすことによって迅速な情報収集や救出活動、支援物資の搬送を行うことが可能となりました。



水上オートバイを使った救出訓練

焼死火災の撲滅を願いキャンペーンを実施

福山地区消防組合消防局

福山地区消防組合南消防署は去る5月30日から6月6日まで、福山市役所1階ロビー及びJR福山駅前において、焼死火災の撲滅を願い、住宅用火災警報器の普及啓発特別キャンペーンを実施しました。福山駅前では早期設置のチラシを配布し、市役所ロビーでは、各種手続きに訪れた市民に見本を実際に触ってもらったり、また、職員の説明に耳を傾けてもらうなどして効果をあげることができました。同消防局では職員一丸となって、今後も、住宅用火災警報器の設置推進に全力投球していきます。



住宅用火災警報器の必要性を訴える職員

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

住民参加による防災まちづくりの推進

防災課

災害による被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関による防災体制の整備のみならず、住民参加型の防災まちづくりが重要です。

特に、大規模災害発生時には、多数の被災者の発生や道路、水道などのライフラインの寸断により、常備消防をはじめとする防災関係機関等の災害対応に支障をきたすことが予想されます。また、救助救援活動においては、防災関係機関等が迅速に対応を行ったとしても、被害地域が広範にわたるために公的機関の救助救援活動に長時間を要する場合があります。関西地方を中心として広範囲に甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災においては、生き埋めや閉じ込めから救出された生存者のうち、約98%は、自力または家族や隣人など地域住民の自助・共助による救出であったという調査結果が出ています。阪神・淡路大震災以降、あらためて住民による自主防災活動の重要性が認識され、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに地域に密着した自主防災組織や災害ボランティア等による創意工夫に富んだ防災まちづくりが活発に進められています。

こうした住民参加型の防災まちづくりを推進するためには、平常時より、生活やまちづくりのなかで「防災に関する視点」を盛り込み、地域住民が主体となって自主防災組織を結成し、資機材の整備はもとより、災害を想定した情報の収集伝達や避難誘導、救出救護等の実践的な訓練を実施していくことが必要です。また、「何ができていれば犠牲が最小限に食い止められるのか」という視点に立って、普段から災害時要援護者が安全に避難できるための体制を構築しておくことは、災害発生時における、より効果的な災害時要援護者の救出救護につながります。

さらに、大規模災害発生時には一つの自主防災組織だけで対応することが困難となる場合も多いことから、地域の消防団や婦人(女性)防火クラブ、少年消防クラブ、各種ボランティア団体、他の地域

の自主防災組織等と連携した合同訓練や情報交換・人的交流等を通じて、災害発生時に幅広い救助救援活動を行うことのできる防災まちづくりを推進していくことが必要となるでしょう。特に、要員動員力や消防防災に関する知識及び技術といった面に優れた消防団との連携は、災害に強いまちづくりを行っていくうえで有効です。また、自主防災活動への住民の更なる参加を促すためにも、平常時より、地域住民の自主防災活動に対する理解を得られるように自主防災組織自らが広報活動を行うことが重要です。

消防庁では、住民参加による防災まちづくりを推進するため、「地域安心安全ステーション整備モデル事業」や「防災まちづくり大賞」などの事業を実施しています。「地域安心安全ステーション整備モデル事業」とは、自主防災組織などコミュニティの住民パワーを活かして地域の安心・安全を確保するため、モデル実施団体を公募により選定し、地域の関係団体と連携し防災・防犯等に幅広く対応する地域拠点・ネットワークの創出に取り組んでいただくもので、平成16年度から実施しています。また、「防災まちづくり大賞」は地方公共団体や自主防災組織等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデアなどを推奨し、災害に強い安心・安全なまちづくりの一層の推進を図るために、平成8年度から実施しています。これらの事業は下記の消防庁のホームページからもご覧になることができますので、是非、参考にしてください。

<http://www.fdma.go.jp>



バケツリレーによる消火訓練
(写真提供：北九州市戸畑消防署)



災害時要援護者支援を想定した避難訓練
(写真提供：北九州市戸畑消防署)

花火・火遊びによる火災の防止

予防課

1. 花火は楽しく安全に遊びましょう

夏の風物詩「花火」。いよいよ子どもたちにとって楽しみな季節となりました。

しかし、気軽に楽しめる花火も、取扱いを誤ると火災や火傷などの事故につながりかねません。実際に平成19年中、花火が原因である火災は、全国で80件発生しています。

火災や火傷などの事故が起こらないよう十分注意し、夏の楽しい思い出にしましょう。

2. 火遊びによる火災を防止しましょう

子どもの火遊びによる火災は、大人がいない時に発生することが多く、そのため火災の発見が遅れ、火災が拡大する要因にもなります。

また、平成19年中の火遊びによる火災は、1,882件発生（前年度より57件増加）しています。

火遊びによる火災をなくすためにも、大人が子どもたちに対して火災の恐ろしさや正しい火の取扱い方法を教える必要があります。子どもの火遊びによる火災が起こらないよう、もう一度、子どもたちと火災の恐ろしさ・火の取扱いについて話し合うようにしましょう。

花火で安全に遊ぶポイント

- ① 気象条件を考え、風の強いときは花火をしない
- ② 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
- ③ 子どもだけでなく大人と一緒に遊ぶ
- ④ 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る
- ⑤ 水バケツを用意し、遊び終わった花火は必ず水につける



火遊びによる火災防止のポイント

- ① 子どもだけを残して外出しない
- ②ライターやマッチを子どもの手の届くところに置かない
- ③ 子どもだけで火を取り扱わせない
- ④ 火遊びをしているのを見かけたら注意する
- ⑤ 火災の恐ろしさ・火の取扱い方法についてきちんと教育する

外出先での地震への対処

防災課

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をすることが極めて重要です。

そのためには、皆さんが地震について関心を持ち、いざというときに落ちついて行動できるよう、日ごろから地震の際の正しい心構えを身につけておくことが大切です。

1. 住宅地

強い揺れに襲われると、住宅地の路上には落下物や倒壊物があふれます。

- ・住宅地の路地にあるブロック塀や石塀は、強い揺れで倒れる危険があります。揺れを感じたら塀から離れましょう。
- ・電柱や自動販売機も倒れてくる場合がありますので、そばから離れましょう。
- ・屋根瓦や二階建て以上の住宅のベランダに置かれているエアコンの室外機、ガーデニング用のプランターなどが落下してくることがあります。頭の上も注意しましょう。

2. オフィス街・繁華街

中高層ビルが建ち並ぶオフィス街や繁華街では、窓ガラスや外壁、看板などが落下してくる危険性があります。

- ・オフィスビルの窓ガラスが割れて落下すると、広範囲に拡散します。ビルの外壁や貼られているタイル、外壁に取り付けられている看板などが剥がれ落ちることもあります。鞆などで頭を保護し、できるだけ建物から離れましょう。
- ・繁華街では、店の看板やネオンサインなどの落下・転倒物の危険が特に高くなるため、強い揺れに襲われた際には十分注意しましょう。



3. 海岸・川べり

海岸や川べりで強い揺れに襲われたら、一番恐ろしいのは津波です。避難の指示や勧告を待つことなく、直ちに避難しましょう。

- ・強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸や川べりから離れ、急いで高台や津波避難場所、津波避難ビルなどの安全な場所へ避難しましょう。
- ・ラジオなどを持っている場合は、津波情報を聞きましょう。

4. 山・丘陵地

山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、落石に注意し、早めに避難をするほか、市町村の避難指示等に従い、直ちに避難しましょう。

- ・山ざわや急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、早めに避難しましょう。
- ・市町村の避難指示が出された時は、直ちに避難しましょう。



5. 自動車の運転中

急ブレーキを踏めば予想外の事故を引き起こすことにつながります。

- ・徐々にスピードを落とし、道路の側面に停車し、エンジンを止めましょう。
- ・カーラジオで災害情報を聞きましょう。
- ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従いましょう。
- ・避難するときは、車のキーはつけたままにし、徒歩で避難しましょう。

平成20年度消防防災機器の開発及び 消防防災科学論文募集要領

消防大学校 消防研究センター

1. 趣 旨

消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、優秀な消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文を消防庁長官が表彰する制度です。

2. 主 催

総務省消防庁

3. 募集の範囲

(1) 消防防災機器の開発・改良

消防防災活動において活用するために創意工夫された機器等だけでなく、特許・実用新案などの権利のある発明も含まれます。

(2) 消防防災科学に関する論文

消防防災活動における問題点を技術的な観点から解決あるいは考察した内容で、消防防災分野で活用が期待できるものとしします。

4. 応募者の区分

応募者の区分は、次のとおりです。

- (1) 消防吏員・職員もしくは消防団員、又はそれらのグループ（消防防災に係わる職員を含む。）
- (2) (1)以外の個人もしくはグループ

5. 応募作品

- (1) 「消防防災機器の開発・改良」の場合
・新規に開発・改良されたもの。（ただし、市販化しているものは、平成15年4月1日以降のものに限る。）
- (2) 「消防防災科学に関する論文」の場合
・新規に著されたもの。（ただし、雑誌等に掲載されたものは、当該雑誌等の発行が平成17年4月1日以降のものに限る。）

なお、(1)及び(2)ともに、過去に応募したものと同一の作品あるいは他機関の表彰等への重複応募作品は対象外とします。また、応募作品は返却しません。

6. 応募の様式

所定の様式により、日本語で作成したものとします。様式は消防研究センターのホームページをご覧ください。

7. 表彰及び賞

- (1) 表彰状及び副賞を授与します。
- (2) 表彰作品の点数は次のとおりです。

① 優秀賞

消防防災機器の開発・改良 10点以内
消防防災科学に関する論文 10点以内

② 奨励賞

消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文 2点以内

8. 作品の評価のポイント

技術的、学術的な創意、工夫を有するもの、先見性を有するものを積極的に評価します。

9. 表彰者の発表

平成21年1月中に表彰者を決定し、発表します。なお、表彰者には直接その旨を通知します。

表彰作品は、消防庁ホームページ、消防研究センターの機関誌「消研輯報」及び消防研究センターホームページに掲載します。

10. 応募の方法

下記あて先に郵送又は電子メールにて送付のこととします。

11. 受付締切日

平成20年9月26日(金) (郵送の場合当日消印有効、電子メールの場合締切日内に到着したもの)

12. あて先及び問い合わせ先

総務省消防庁消防大学校消防研究センター 研究企画部
〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4丁目35番3号
電 話：0422-44-8331 (代表) F A X：0422-42-7719
消防研究センターホームページ <http://www.fri.go.jp/>
E-mail：hyosho2008@fri.go.jp



【平成19年度優秀賞】
サバイバーネットの開発
(呉市消防局西消防署)



【平成19年度優秀賞】
背負い式手動ポンプの給水器具
(マルチ給放水アタッチメント)の開発について
(備北地区消防組合三次消防署)

消防庁人事

平成20年 6月10日付

氏名	新	旧
須藤 彰	出向（防衛省大臣官房秘書課へ）	国民保護・防災部防災課国民保護室課長補佐

平成20年 6月12日付

氏名	新	旧
兵谷 芳康	出向（総務省大臣官房付へ）（熊本県副知事）	国民保護・防災部参事官

平成20年 6月13日付

氏名	新	旧
塚田 桂祐	併任 国民保護・防災部参事官	総務省大臣官房参事官 併任 総務省自治行政局自治政策課 併任 総務省自治行政局地域振興課

お知らせ

「消太」の素材集を消防庁ホームページに掲載しました。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

5月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防応第 69号	平成20年 5月 1日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	火災・災害等即報要領の一部改正について
消防予第110号	平成20年 5月 2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	性風俗関連特殊営業を営む店舗等に係る防火対策の徹底及び実態調査について
消防消第 67号	平成20年 5月 7日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	平成19年度消防職員委員会の運営状況及び消防職員委員会の運営に関する留意事項について
消防救第 87号	平成20年 5月 8日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	患者等搬送事業指導基準等の一部改正について
消防参第 92号 消防運第 12号	平成20年 5月14日	各都道府県危機管理担当部局長	消防庁国民保護・防災部参事官 消防庁国民保護運用室長	北海道洞爺湖サミット等開催に伴うテロ災害対策の再確認及び徹底について
消防危第264号	平成20年 5月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	船舶給油取扱所の技術上の基準の運用について

広報テーマ

7 月	
①台風に対する備え	防災課
②住民自らによる災害への備え	防災課
③石油コンビナート災害の防止	特殊災害室
④電気器具の安全な取扱い	予防課

8 月	
①防災訓練への参加の呼びかけ	応急対策室
②住民参加による防災まちづくりの推進	防災課
③火遊び・花火による火災の防止	予防課
④外出先での地震の対処	防災課